

「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書の概要

資料 3－1

顧客の仮想通貨の流出事案が複数発生

価格が乱高下し、仮想通貨が投機の対象になっている、との指摘

事業規模の急拡大に業者の内部管理態勢の整備が追いついていない実態

仮想通貨を用いた新たな取引（証拠金取引やICO）の登場

適正な自己責任

仮想通貨交換業者を巡る課題への対応

◆仮想通貨の流出リスク等への対応

- オンラインで秘密鍵を管理する顧客の仮想通貨相当額以上の純資産額及び弁済原資（同種・同量以上の仮想通貨）の保持を義務付け
- 顧客の仮想通貨返還請求権を優先弁済の対象とする仕組みを整備
- 財務書類の開示を義務付け

◆業務の適正な遂行の確保

- 取引価格情報の公表を義務付け
- 投機的取引を助長する広告・勧誘を禁止
- 自主規制との連携（自主規制規則に準じた社内規則を策定していない自主規制機関未加入業者の登録拒否・取消し）

◆問題がある仮想通貨の取扱い

- 利用者保護や業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある仮想通貨の取扱いを禁止
- 取り扱う仮想通貨の変更を事前届出に見直し

仮想通貨証拠金取引等への対応

◆証拠金取引であることを踏まえた対応

- 外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に業規制の対象とし、不招請勧誘の禁止などの行為規制を適用
- 仮想通貨の価格変動の実態を踏まえ、適切な証拠金倍率の上限を設定

◆仮想通貨の特性等を踏まえた追加的な対応

- 仮想通貨に特有のリスクに関する説明を義務付け
- 最低証拠金を設定

◆仮想通貨信用取引への対応

- 仮想通貨証拠金取引と同様の機能・リスクを有することを踏まえ、同様の規制を適用

ICO（Initial Coin Offering）への対応

様々な問題への指摘が多い一方で、将来の可能性への指摘も踏まえつつ、規制を整備

◆投資性を有するICOへの対応

- 仮想通貨による出資を募る行為が規制対象となることを明確化
- ICOトークンの流通性の高さや投資家のリスク等を踏まえて、以下のような仕組みを整備
 - ・50名以上に勧誘する場合、発行者に公衆縦覧型の発行・継続開示を義務付け
 - ・仲介業者を証券会社と同様の業規制の対象とし、発行者の事業・財務状況の審査を義務付け
 - ・有価証券と同様の不公正取引規制*を適用
- * インサイダー取引規制は、今後の事例の蓄積等を踏まえて検討
- ・非上場株式と同様に一般投資家への勧誘を制限

◆その他のICOへの対応

- ICOトークンを取り扱う仮想通貨交換業者に、事業の実現可能性等に関する情報提供を義務付け

◆仮想通貨の不公正な現物取引への対応

- 不正行為・風説の流布等・不当な価格操作を、行為主体を限定せずに禁止
- 仮想通貨交換業者に、取引審査を義務付けるとともに、未公表情報に基づく利益を図る目的での取引を禁止

◆仮想通貨カストディ業務への対応

- 業規制の対象とし、仮想通貨交換業者に適用される顧客の仮想通貨の管理に関する規制を適用

◆業規制の導入に伴う経過措置

- 仮想通貨証拠金取引等への業規制の導入に際し、経過措置を設ける場合には、経過期間中の業務内容の追加等を禁止

◆法令上の呼称の変更

- 国際的な動向等を踏まえ、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更